

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第二号）
（港湾振興課）

広島県手数料条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十八号）附則第四号に掲げる規定の施行期日は、令和五年三月一日とすることとした。